

## 第二二回

### 参第一七号

女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員の臨時的任用に関し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、義務教育の正常な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長。以下同じ。）教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び寮母をいう。

（都道府県の任務）

第三条 都道府県は、公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、当該学校における義務教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるように努めなければならない。

（都道府県立又は特別区立の学校における教育職員の臨時的任用）

第四条 都道府県の教育委員会は、都道府県立又は特別区立の学校に勤務する女子教育職員が当該教育委員会の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における義務教育の正常な実施が困難となると認めるときは、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、その休暇の期間の範囲内において、義務教育の正常な実施が困難となると認められる期間を任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 前項の規定による臨時的任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第二項から第四項までの規定は適用しない。

（市町村立の学校における教育職員の臨時的任用）

第五条 市町村の教育委員会は、市町村立の学校に勤務する女子教育職員が当該教育委員会の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校における義務教育の正常な実施が困難となるとときは、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、その休暇の期間の範囲内において、義務教育の正常な実施が困難となると認められる期間を任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 前項の規定により教育職員の臨時的任用を行わなければならない場合に該当するかどうかの認定は、市町村の教育委員会の申出により、当該市町村の教育委員会と都道府県

の教育委員会とが協議して行う。

- 3 第一項の規定による臨時的任用については、地方公務員法第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「（女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第四条第一項又は第五条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

- 3 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「職員」の下に「（女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第四条第一項又は第五条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

- 4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「（臨時的任用を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

## 理 由

女子教育職員の母体の保護を図りつつ、義務教育の正常な実施を確保するため、公立の義務教育諸学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるため教育職員の臨時的任用に関し規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約三千八百万円（昭和三十年年度）